

4. 防災資源

防災対策・備蓄状況等の把握（調査）を実施した。以下、「消火資機材」「救出・救助活動資機材の配備」「食糧・生活必需品等の備蓄」について整理している。

(1) 消火資機材

(平成27年12月1日現在)

町会名	名称	台数	設置場所
上野毛町会	スタンドパイプ	1基	中町2丁目公園防災倉庫
	D型ポンプ	1基	
野毛町会	スタンドパイプ	1基	六所神社防災倉庫
	D型ポンプ	1基	玉川野毛町公園防災倉庫
玉川中町会	スタンドパイプ	11基	天祖神社境内・権蔵橋公園防災倉庫
	D型ポンプ	1基	権蔵橋公園防災倉庫
中町4・5丁目町会	スタンドパイプ	1基	中町ふれあいの家防災倉庫
	D型ポンプ	1基	

(2) 救出・救助活動資機材の配備

(平成27年12月1日現在)

町会名	名称	個数	保管場所
上野毛町会	リアカー	1台	上野毛自然公園防災倉庫・中町2丁目公園防災倉庫
	脚立	1脚	
	担架	4個	
	救急セット	5セット	
	救助工具セット	3セット	
	スコップ	2本	
	のこぎり	4本	
野毛町会	担架	2個	玉川野毛町公園防災倉庫
	救急セット	1セット	
	ヘルメット	6個	
	救急工具セット	1セット	
	バール	2本	
	のこぎり	2本	
	ツルハシ	2本	
玉川中町会	担架	3個	天祖神社境内・その他
	救急セット	1セット	
	救助工具セット	24セット	
	バール	1本	

町会名	名称	個数	保管場所
	スコップ	2本	
	ツルハシ	1本	
	チェーンソー		
中町4・5丁目町会	担架	6個	中町ふれあいの家防災倉庫
	救急セット	2セット	
	救助工具セット	4セット	
	避難用はしご		

(3) 食糧・生活必需品等の備蓄

(平成27年12月1日現在)

町会名	名称	個数	保管場所・配布先
上野毛町会	ビスケット	80食	上野毛自然公園防災倉庫
	飲料水	36リットル	
	缶詰類	100缶	
	レトルト食品	50食	
	カセットコンロ	4台	
	非常用トイレ	2台	
	照明	2個	
	発電機	1基	
	梅干		
野毛町会	ビスケット	1408食	六所神社防災倉庫
	飲料水	40リットル	
	カセットコンロ	5台	
	照明	2個	
	発電機	4基	
	給水タンク	80リットル	
	大なべ・炭		
玉川中町会	非常用トイレ	3個	天祖神社防災倉庫・権蔵橋公園防災倉庫
	照明	2個	
	発電機	2基	
	かまどセット		
中町4・5丁目町会	飲料水	170リットル	中町ふれあいの家防災倉庫
	缶詰類	100缶	
	レトルト食品	160食	
	非常用トイレ	5台	
	照明	2個	
	発電機	1基	

II 各団体の防災活動～現在の取り組み状況～

1. 地区の防災対策の現状

1.1 助け合う

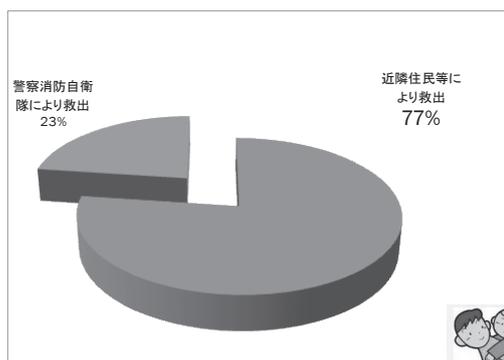
阪神淡路大震災によるデータでは、倒壊家屋等から救出されたうち、77%が近隣住民によるものであった。警察・消防によるものは残りの23%であり、初動の救助が地域の助け合いによるものであったのかが分かる。

併せて、上野毛地区の75歳以上の高齢者は3,035人、要介護者等、一人では避難できない方は、252人になる。

阪神淡路大震災での救助状況

平成22年版 防災白書より

阪神淡路大震災では、
77%が地域住民により助け出されています。



地区の75才以上高齢者

平成26年7月現在

全体	野毛	上野毛	玉川中町	中町45
3035	494	1269	707	565

地区の要援護者

平成26年3月現在

全体	野毛	上野毛	玉川中町	中町45
252	38	111	48	55

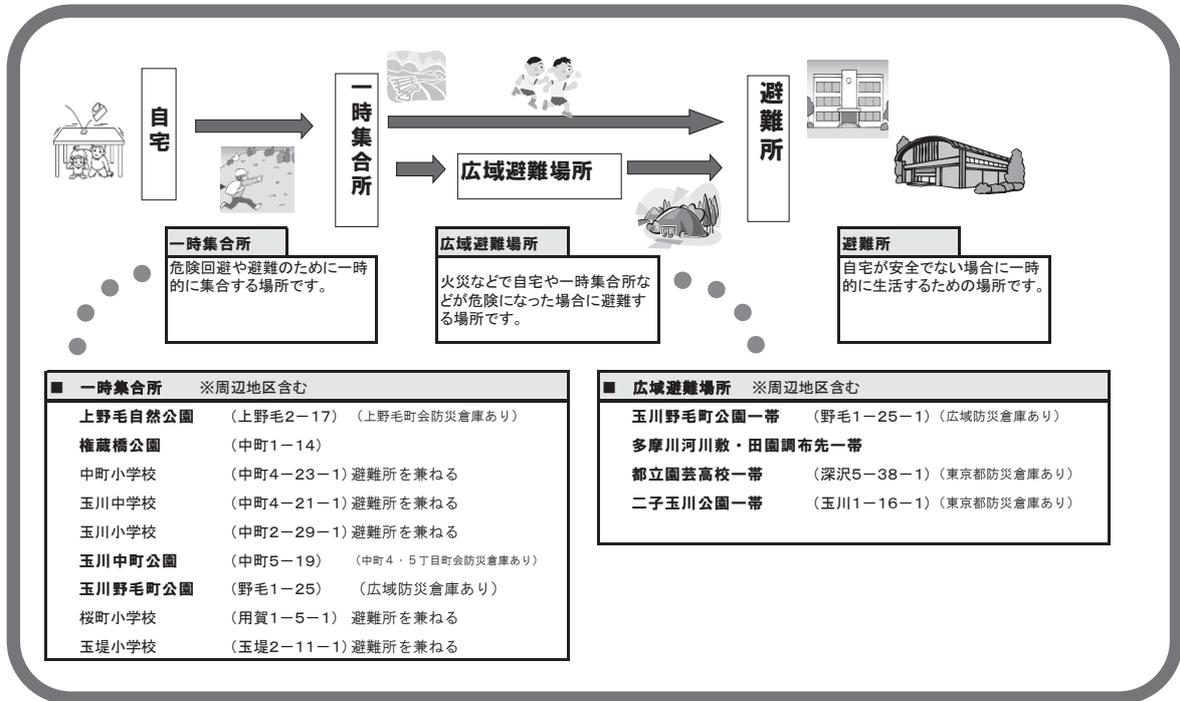
<参考> 要援護者の基準

- 要介護度の高い人
- 身障者手帳1, 2級で四肢、聴覚障害などの人
- 愛の手帳1, 2度



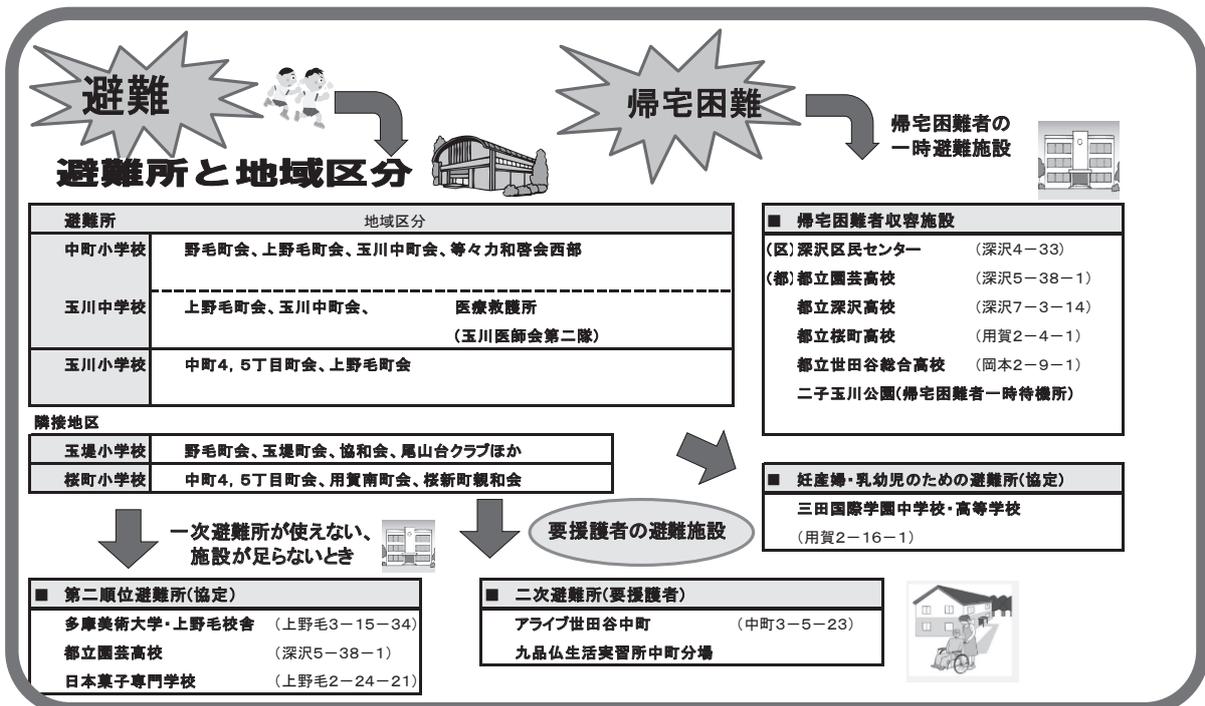
1.2 避難する

一時集合所、広域避難場所は以下のとおり。自宅や危険回避のために一時集合所に避難し、その後、火災などで自宅や一時集合所などが危険になった場合に、広域避難場所に避難することになる。火災などの危険は去ったが、自宅が安全でない場合に、一時的に生活するための場所である避難所に避難することになる。



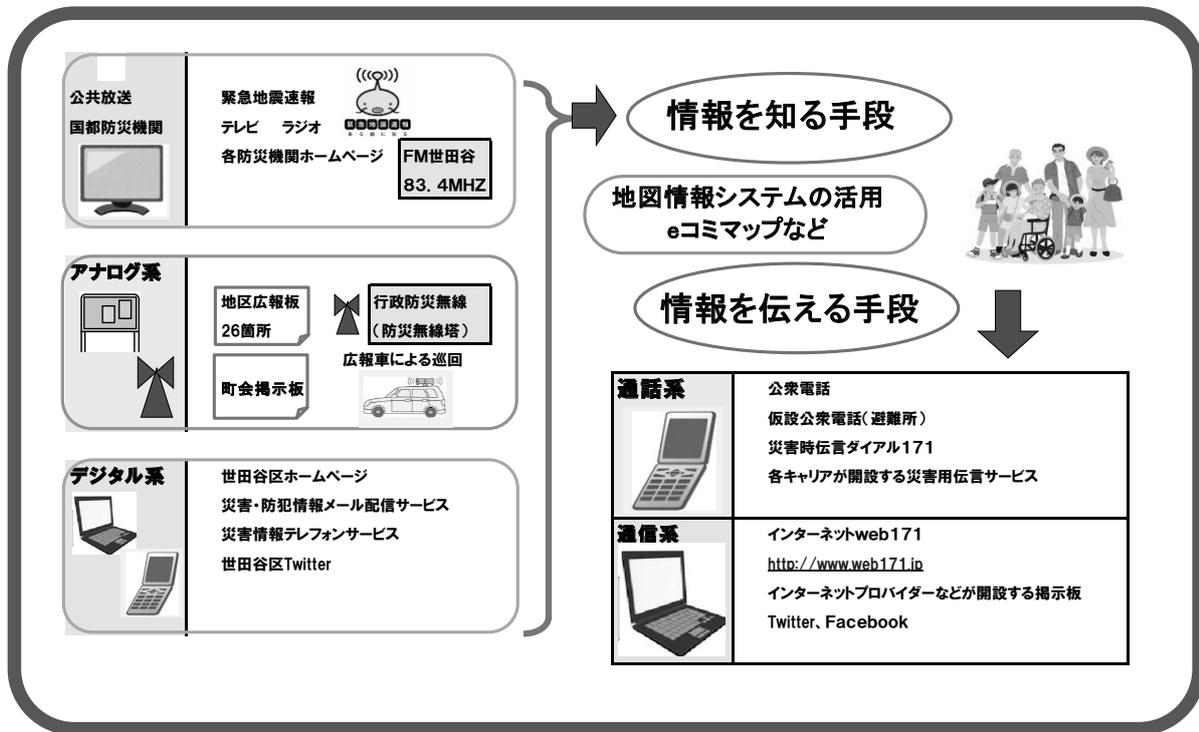
1.3 避難所の種類

上野毛地区の第一順位の避難所は3か所指定されている。第一順位の避難所が使えない場合、または施設が足りない場合は、第二順位避難所として多摩美術大学等が指定されている。この他、要配慮者や幼児の避難所としてアライブ世田谷中町などが二次避難所に指定されている。



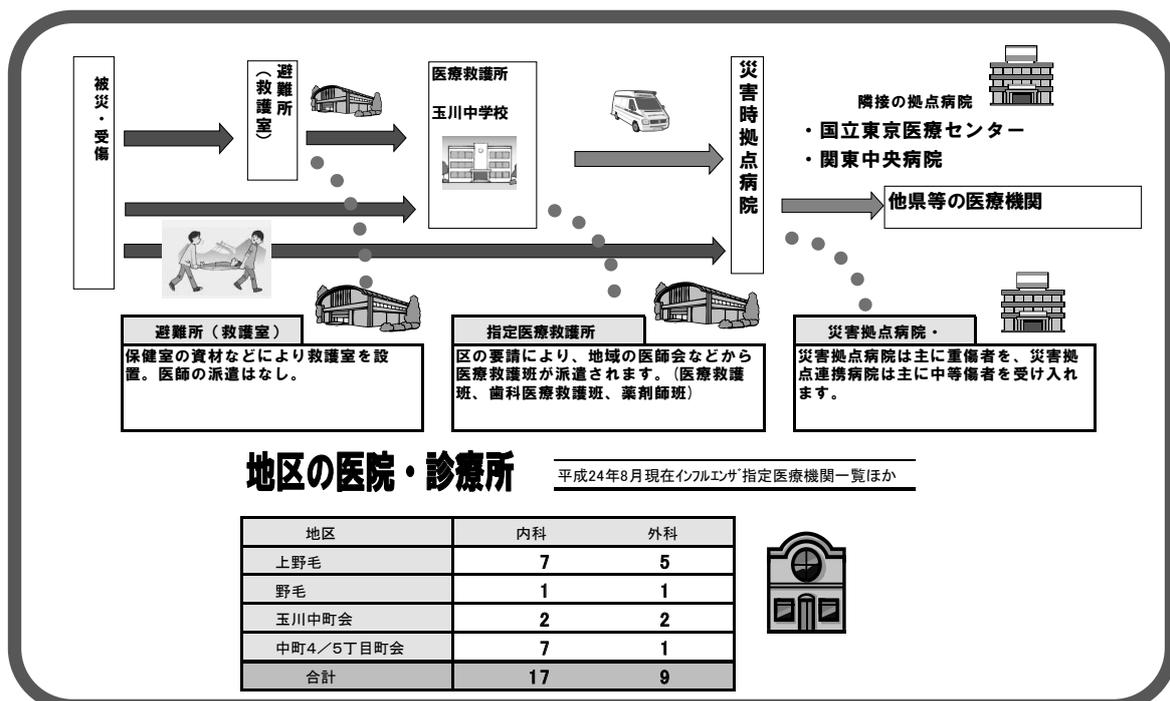
1.4 情報を知る・伝える

情報を知る手段として、テレビやラジオ、デジタル系、HPやTwitterなどがある。その他、掲示板や防災無線がある。



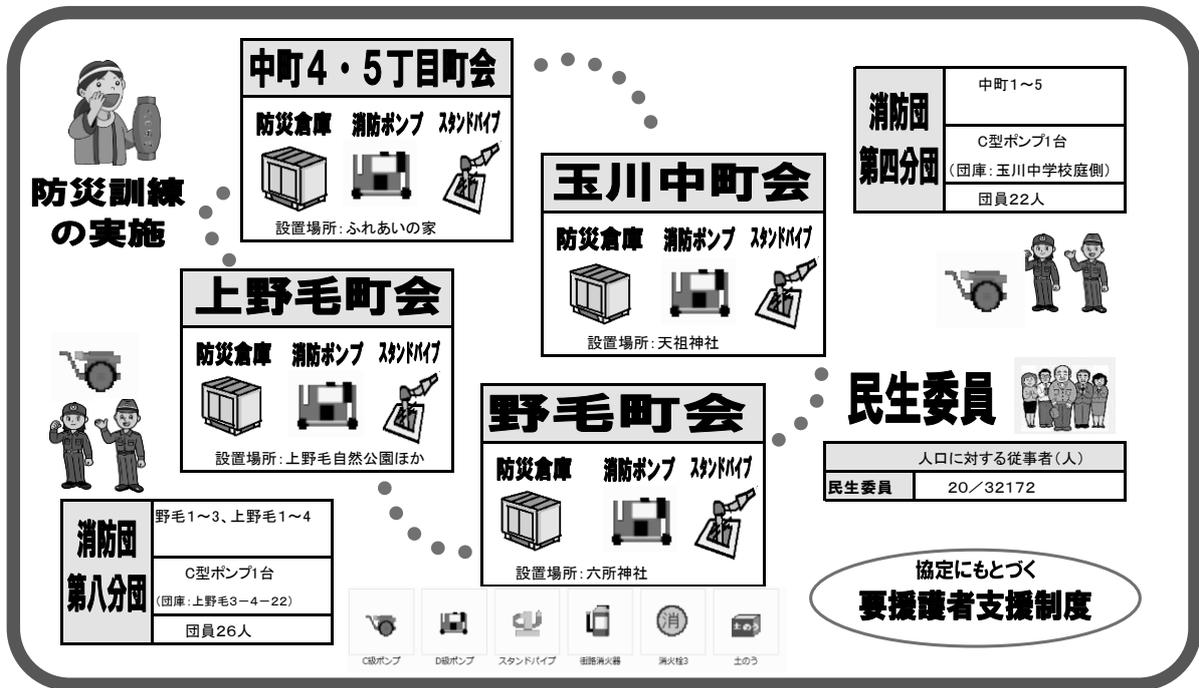
1.5 医療・救護の体制

傷病者が多数発生したとき、あるいは医療機関の機能が停止した場合に玉川中学校に医療救護所を設置する。医療救護所は、医師の協力を得て、トリアージによって重症者・中症者を早期発見し医療機関へ搬送するとともに、傷病者に対する応急処置等を行う。上野毛地区の医療機関としては、内科17施設、外科9施設ある。



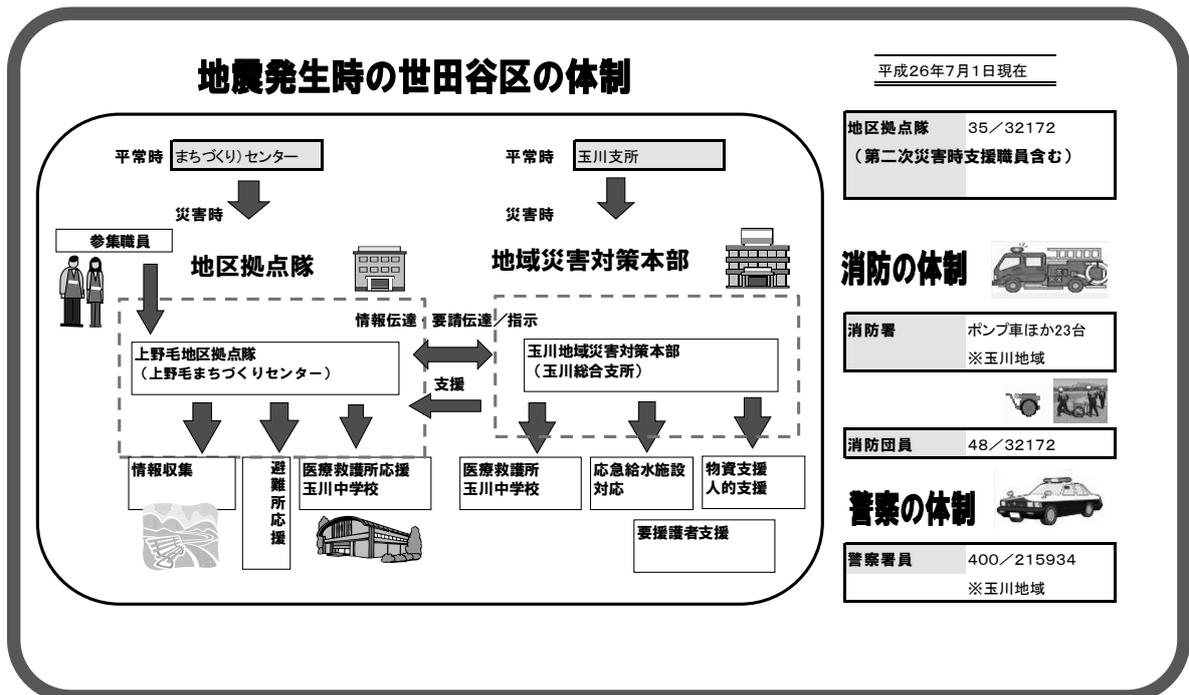
1.6 地域の備え

町会毎に以下のとおり防災訓練を実施。その他、災害時に参集する民生委員が20名いる。



1.7 公共の備え

まちづくりセンターは、災害時、地区拠点隊として情報収集や避難所応援等を行う。一方、玉川総合支所は、災対地域本部として、要配慮者支援やボランティア派遣等を行うことになっている。まちづくりセンターは通常5名体制であるが、災害時の応援を併せて35名の態勢で対応を行う。



2. 集計表

防災対策・備蓄状況等の把握（調査）を実施した。以下、「防災訓練の実施」「要配慮者支援の実践」「区との要援護者協定の締結」「他団体との連携、協定の締結」「防災マップ、マニュアルの作成」について整理している。

(1) 防災訓練の実施

(平成27年12月1日現在)

町会名	防災訓練の内容	回数	実施場所
上野毛町会	玉川小避難所運営訓練	1回	玉川小学校
	中町小・玉川中避難所運営訓練	1回	中町小学校・玉川中学校
野毛町会	玉川小避難所運営訓練	1回	玉川小学校
	玉堤小避難所運営訓練	1回	玉堤小学校
	防災講習会	1回	
玉川中町会	玉川小避難所運営訓練	1回	玉川小学校
	中町小・玉川中避難所運営訓練	1回	中町小学校・玉川中学校
	町会独自の防災訓練	1回	
	救命救急講習会	1回	
中町4・5丁目町会	中町小・玉川中避難所運営訓練	1回	中町小学校・玉川中学校
	町会独自の防災訓練	2回	

(2) 要配慮者支援の実践

(平成27年12月1日現在)

町会名	要配慮者支援
上野毛町会	特に実施していない
野毛町会	特に実施していない
玉川中町会	特に実施していない
中町4・5丁目町会	特に実施していない

(3) 区との要援護者協定の締結

(平成27年12月1日現在)

町会名	要援護者協定
上野毛町会	締結済み
野毛町会	予定なし
玉川中町会	予定なし
中町4・5丁目町会	予定なし

(4) 他団体との連携、協定の締結

(平成27年12月1日現在)

町会名	他団体との連携・協定	連携・協定先
上野毛町会	なし	
野毛町会	なし	
玉川中町会	協定締結済み	デイホーム中町、なかまっち
中町4・5丁目町会	なし	

(5) 防災マップ、マニュアルの作成

(平成27年12月1日現在)

町会名	防災マップ	防災マップの記載項目	マニュアル等
上野毛町会	作成済み	コミュニティ・避難・防災マップ、防災支援マップ、町会マップ	予定なし
野毛町会	作成済み	コミュニティ・避難・防災マップ、防災支援マップ、町会マップ	予定なし
玉川中町会	作成済み	コミュニティ・避難・防災マップ、防災支援マップ、町会マップ	予定なし
中町4・5丁目町会	作成済み	コミュニティ・避難・防災マップ、防災支援マップ、町会マップ	予定なし

III 地区における課題と今後の取り組み

1. 上野毛地区における課題

平成26年～28年と防災塾を実施し、地区が抱える防災の課題を「住民・事業者（教育機関を含む）・区」のそれぞれの立場で抽出し、地区防災計画に記載すべき事項として整理した。

検討項目	分類	課題
防災塾の結果から	住民の視点	<ul style="list-style-type: none"> ①避難所に避難しないで済むための備え(トイレ対策等の備蓄品、耐震工事等)が必要 ②避難経路や避難場所について日頃からの確認が必要 ③家具の転倒防止の重要性は認識されているが、行動に移せていないのが現状 ④地区にどのような取り組み(防災訓練等)があるのかについて、多くの住民に周知が必要 ⑤防災訓練を実施しても参加者が少ない ⑥災害対策の意識が低い(災害情報メールの登録等) ⑦地区内にある危険箇所が把握されていない(崖地や電線等) ⑧火災延焼予防の対策(感震ブレーカー(簡易型)、消火器設置等) ⑨普段から近隣住民との交流が少ない(例:マンションの住民との交流) ⑩個人情報等の問題で名簿の公開が難しく、要配慮者の把握が困難
	対事業者 (教育機関を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ①防災教育の推進 ②校舎の建て替え ③安否確認等の協力体制
	対行政	<ul style="list-style-type: none"> ①防災マニュアルはそれぞれの地域や施設で考えるのではなく区として指針を示す ②行政が主催すべき研修・訓練の工夫(例:救出機材の使い方、経験者による講演会) ③備蓄品の確保等地域単位で備えるための補助金の支援(備蓄品の保管場所等の設置) ④町会加入への誘導 ⑤要配慮者の情報提供 ⑥家屋の耐震強化のため、定期的に点検するなどの支援 ⑦避難経路の整備(古い橋の改修工事等) ⑧災害情報提供(防災無線が聞こえず機能していない)
	事業者の視点	<ul style="list-style-type: none"> ①特に意見なし
	対住民	<ul style="list-style-type: none"> ①安否確認等の協力体制 ②町会と連携した防災訓練

検討項目	分類	課題
	対行政	①避難所になっていない公的施設(公園、学校等)を避難所として開放し、数を増やす
地区防災計画の今後の対応として記載すべき事項の抽出		<p>①「区の防災対策をより広く周知することが重要」という課題に対して、より具体的に対処するために、区の従来の広報を補強する住民・行政の連携による周知方法を検討する。防災塾で出された意見として「読まれる確率が高い小中学校からの通知に加える」等が挙げられた</p> <p>②区の防災対策を知ることが、どのような過程で地区の防災力向上に結びつくのかをロードマップで示し、町会・自治会等を通じて周知することで、地区住民の共通認識が深まる。</p> <p>③防災に無関心であることは「地域に無関心」な態度の現れであることから、行政でしかできない「町会加入への誘導」等を、より強化する</p> <p>④発災時の自主防災組織の活動を行政側から支援する取組の一層の強化が必要(要支援者名簿の提供、救出・救助のための研修会、補助金の交付等)</p> <p>⑤地区の発災時避難行動に支障を来さないハード面での整備(避難経路にある橋梁等の整備、防災無線等の情報伝達手段)</p>

2. 今後の取り組み

検討してきた結果を分析して、次に示す4つの柱に整理し、上野毛地区の方針として定めて地区防災力の向上に取り組んでいく。

2.1 命を守ること

(1) 安否確認方法

安否確認は、災害時の初動対応の中でも重要な位置を占める。日頃から近隣住民や地域等とのコミュニティを形成するほか、住民、事業者、行政の相互連携の形で協力して安否確認ができるように、日ごろから連携方法や支援方法等を確認しておく。

【自助・共助・公助】

- ・家族の中で集合場所や緊急時の連絡先を決めておく
- ・住民、事業者、区、相互の協力体制（安否確認や救護活動での連携、情報提供、安否情報のバックアップ体制）
- ・地区内の要配慮者の名簿作成・整理（人数の把握）
- ・顔の見える関係づくり（日頃からの近所付き合い、防災塾や集会等の参加、送り迎えのみどりのレンジャー等地区内にある組織の活用）
- ・施設の所在地を明確にし、普段から顔見知りになることで連携を図る
- ・自助努力（安否確認をして欲しい人が積極的に名乗り出る）
- ・町会加入率のアップ（行政の指導のもと加入率を上げる）
- ・防災マニュアルの整備（行政側から安否確認方法等の標準的なマニュアル等の提供）
- ・防災マップや東京防災（黄色い本）等を活用した防災の意識の向上

(2) 日頃からの備え

これまでの災害では、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死、窒息死が多く、事前の備えで生死が決まる。また、倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されている。そのため、日頃から自分たちで対策や備えを徹底していく。

【自助・共助・公助】

- ・家の中の安全性を高めるための家具の転倒防止対策や安全ゾーンの設置
- ・家具の転倒防止対策の周知徹底
- ・耐震診断と耐震強化の実施・助成制度の利用
- ・家屋の耐震強化のため、行政による定期的な点検の支援
- ・研修や訓練の実施、参加（二次災害の防止、防災対策の無関心層の取り込み）
- ・町会の行事等で防災のPR

(3) 避難経路

速やかに避難場所へ移動できるよう、配布しているパンフレットなどで、あらかじめ避難場所の位置を確認しておく。

それと同時に、そこまでの経路に危険な場所がないかや迂回ルートを事前に確認しておくことがいざという時に有効である。その他、ハード面から避難経路の整備等を区に働きかけていく。

【自助・共助・公助】

- ・避難経路や避難場所の確認
- ・日頃から危険箇所の把握（訓練の実施、まち歩き）
- ・防災マップ等の活用（地域の施設等に貼り出し、日頃から避難までの経路を確認できるようにしておく）
- ・避難経路の整備（古い橋の改修工事、電線類地中化等）

(4) 情報伝達

発災時には、電話等が繋がらず、情報が錯綜し、正確な情報を収集することが困難になることが想定される。また、地域には、情報発信のために防災無線等があるが聞こえづらといった問題がある。どのような情報発信・収集の手段があるのかを把握し、安否確認情報や地域の避難所情報など正しい情報を共有する。

【自助・共助・公助】

- ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web 171）
- ・伝言板・掲示板を設置するなど、家族や近隣住民間の情報交換
- ・バスや自動販売機等の掲示板の活用
- ・地元の情報（エフエム世田谷やSNS、防災メールの登録）
- ・有効的な防災無線の設置計画

2.2 地区全体の安全の確保と被害が広がらないための対策

(1) 初期消火

発災時の初期消火は、被害の拡大を抑えることができるため、可能な範囲で初期消火にあたる。そのため、日頃から訓練等を通して経験することがいざという時に有効である。

【自助・共助・公助】

- ・訓練の推進、消火訓練への積極的な参加（学校の生徒や保護者を巻き込んだ訓練の実施）
- ・街路消火器や消火栓の確認
- ・一家に一台消火器の設置や定期的なメンテナンス
- ・消火器の設置や貯水槽の計画的な設置
- ・スタンドパイプの増設
- ・電柱トランスの削減工事
- ・火災を出さないための取り組み（通電火災予防のための感震ブレーカー（簡易型）設置等の指導・助成）
- ・消火方法等、防災意識の薄い方に対するの周知徹底

2.3 助かった人の命と健康が守られること

(1) 避難所で生活しないですむための対策

避難所は、自宅に居住できなくなった被災者を一時的に受け入れ保護するための場所であるほか、物資の集積、情報の拠点という役割がある。しかし、避難所の役割を理解していない住民が多いほか、避難所の数も足りていないのが現状である。そのため、自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難をする。また、配給された物資は、避難所に避難している人だけでなく、在宅避難している人にも公平に行き渡よう、考慮する。

【自助・共助・公助】

- ・在宅避難でのトイレ問題、ごみ処理等の対策
- ・家族が7日間以上生活できる備蓄品の備え（食料、飲料水等）
- ・自宅だけでなく地域単位で備蓄品を備える（助成金の支援）
- ・井戸水の有効活用
- ・在宅避難している方の物資供給や災害情報伝達の仕組みづくり（名簿等の作成）
- ・避難所のあり方を理解する（在宅避難の推進）
- ・地域にある神社や仏閣等を避難所として開放
- ・避難者自身で自主的に避難所運営ができる仕組みづくり（動ける人には避難所に取りに来てもらう等）

※過去の災害で避難者が自主的に運営した避難所では復興が早かった

2.4 地域の復興に向けた支援（公助）を早く受けられること

(1) 避難所運営組織のリーダー

避難所運営のマニュアルがあっても、日中は仕事等で地域に人がいないことが考えられ、人手不足やリーダー的存在がいなかったことが想定される。誰でもがリーダーとなれるようにより実践的な訓練を行い、臨機応変に避難所の運営ができる仕組みづくりを進めていく。

【自助・公助】

- ・防災の知識を身に付けるための研修や訓練の実践（リーダーの育成、地域の学校に通っている生徒の保護者等を対象にするなど）